

ドローンの飛行の安全性確保のための 新たな制度について

令和2年12月10日
国土交通省航空局

- 無人航空機の飛行の安全を確保し、その利活用拡大を図るため、航空法では、無人航空機の飛行の**許可・承認制度**（平成27年改正）、**登録制度**（令和2年改正）など、段階的に環境整備を進めている。
- ドローンに関する技術の向上、物流等の利活用へのニーズが高まっている中、**2022年度を目途に、現行では飛行を認めていない「有人地帯（第三者上空）における補助者なし目視外飛行」（レベル4）を実現**すべく、交通政策審議会等において検討を行ってきたところ。

無人航空機の飛行形態



第三者上空での飛行(レベル4が該当)

○ レベル4の実現に向け、より厳格に無人航空機の飛行の安全性を確保するため、

- ・ **機体の安全性に関する認証制度(機体認証)**
- ・ **操縦者の技能に関する証明制度(操縦ライセンス)** を創設。



新たに飛行可能

第三者上空での飛行(レベル4が該当) は、①機体認証を受けた機体を、②操縦ライセンスを有する者が操縦し、③国土交通大臣の許可・承認(運航管理の方法等を確認)を受けた場合に、**可能とする**。

これまで許可・承認を必要としていた第三者上空以外での飛行

○ 飛行経路下への第三者の立入りを管理する措置(補助者の配置等)の実施など、**運航管理のルール**を法令等で明確化。



手続きの省略

これまで許可・承認を必要としていた飛行は、①機体認証を受けた機体を、②操縦ライセンスを有する者が操縦し、③運航管理のルールに従う場合、原則、**許可・承認を不要とする**。

機体認証

- ・ 国が**機体の安全性を認証する制度(機体認証)**を創設
- ・ **型式について認証(型式認証)**を受けた無人航空機について、機体認証の**手続きを簡素化**
- ・ 使用者に対し機体の整備を義務付け、安全基準に適合しない場合には国から整備命令
- ・ 設計不具合時における製造者から国への報告義務
- ・ 国の登録を受けた**民間検査機関**による検査事務の実施を可能とする

など

操縦ライセンス

- ・ 国が試験(学科及び実地)を実施し、**操縦者の技能証明を行う制度**を創設
- ・ **一等資格**(第三者上空飛行に対応)及び**二等資格に区分**し、機体の種類(固定翼、回転翼等)や飛行方法(目視外飛行、夜間飛行等)に応じて限定を付す
- ・ 国の指定を受けた**民間試験機関**による試験事務の実施を可能とする
- ・ 国の登録を受けた**民間講習機関**が実施する講習を修了した場合は、**試験の一部又は全部を免除**

など

運航管理のルール

- ・ **第三者上空飛行**の運航管理の方法等は**個別に確認**
- ・ 無人航空機を飛行させる者に対し、
 - ✓ 飛行計画の通報
 - ✓ 飛行日誌の記録
 - ✓ 事故発生時の国への報告を義務化 など

所有者の把握

航空法改正済み

- ・ 無人航空機の所有者・使用者の登録制度を創設
- ・ 所有者の氏名・住所、機体の情報(型式、製造番号)を登録、機体への登録記号の表示を義務化
- ・ 安全上問題のある機体の登録拒否、更新登録 など

※施行にあわせて登録・許可承認の対象となる無人航空機の範囲を100g(現行200g)以上に拡大